

(仮称) つがる西洋上風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 9 月

日本風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第 2 章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年6月29日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成30年6月29日（金）付 東奥日報

※平成30年7月10日（火）、11日（水）、12日（木）及び13日（金）に開催する説明会についての公告を含む

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報なかどまり 平成30年6月号（No.159）（別紙2-1参照）

・広報ごしょがわら 平成30年7月号（No.267）（別紙2-2参照）

・広報つがる 平成30年6月（No.198）（別紙2-3参照）

・広報あじがさわ 平成30年7月号（No.566）（別紙2-4参照）

・広報ふかうら（お知らせ版） 平成30年6月29日発行（No.318）（別紙2-5参照）

③インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.jwd.co.jp/tsugarunishi>

また、以下のウェブサイト「情報」が掲載された。

・青森県のウェブサイト（別紙3-2参照）

https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/assess_tsugarunisiyouzyou_windfarm.html

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 8 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・中泊町役場 本庁舎（総合戦略課）
（住所：青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地）
- ・中泊町 小泊支所
（住所：青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊 488 番地）
- ・五所川原市役所 本庁舎（環境対策課）
（住所：青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1）
- ・五所川原市 市浦総合支所
（住所：青森県五所川原市相内 349 番地 1）
- ・つがる市役所 本庁舎（企画調整課）
（住所：青森県つがる市木造若緑 61 番地 1）
- ・つがる市 車力出張所
（住所：青森県つがる市車力町花林 65）
- ・鰺ヶ沢町役場（政策推進課）
（住所：青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209 番地 2）
- ・深浦町役場 本庁舎（総合戦略課）
（住所：青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2）

②インターネットの利用による縦覧

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト
<http://www.jwd.co.jp/tsugarunishi>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 30 年 6 月 29 日（金）から 7 月 30 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函及び意見書の郵送）は 3 名であった。

（内訳）鰺ヶ沢町役場：1 名

意見書の郵送：2 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1. 開催日時：平成30年7月10日（火） 19:00～

開催場所：南広森コミュニティ消防センター

(青森県つがる市木造吹原屏風山 1-80)

来場者数：2名

2. 開催日時：平成30年7月11日（水） 15:00～

開催場所：市浦コミュニティセンター

(青森県五所川原市相内岩井 81-384)

来場者数：3名

3. 開催日時：平成30年7月11日（水） 19:00～

開催場所：牛潟公民館

(青森県つがる市牛潟町鷺野沢 29-789)

来場者数：1名

4. 開催日時：平成30年7月12日（木） 15:00～

開催場所：深浦町農村環境改善センター 北金ヶ沢会館

(青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形 406-1)

来場者数：1名

5. 開催日時：平成30年7月12日（木） 19:00～

開催場所：鰺ヶ沢中央公民館

(青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 209-2)

来場者数：3名

6. 開催日時：平成30年7月13日（金） 10:30～

開催場所：すくすくこども館

(青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊 532)

来場者数：1名

7. 開催日時：平成 30 年 7 月 13 日（金） 15:00～

開催場所：すくすくしたまえ館

（青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前 207-2）

来場者数：0 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 6 月 29 日（金）から 8 月 13 日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙 4 参照）
- ②事業者への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

3 名の方から合計で 30 件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解
(意見書1)

No.	意見	事業者の見解
1	津軽半島は渡り鳥の要所で、これに直結する本事業予定地は沿岸、陸上、洋上で多くの野鳥の移動が多い場所であるから、年間を通した複数回の実態調査を行い、十分情報を蓄積してから影響評価を行うこと。 また、十三湖周辺、屏風山地域、鯨ヶ沢町から深浦町までの日本海沿岸部での風力発電事業が多数あるので、これら他の風力発電事業で生じる野鳥への影響、渡りルートの変化等も調査・考慮して総合的な影響評価をすることをお願いします。	渡り鳥に関しては年複数回、渡り鳥の移動時期に調査を行ったうえで環境影響評価を行います。また、他事業との累積的な影響についても、他事業の計画を踏まえて検討を行います。
2	屏風山地域は地形の特徴を表している典型地形として、七里長浜（砂丘）、ベンセ池・大滝沼（低層湿原）、屏風山（噴砂現象）、屏風山砂丘（砂丘・風紋）が存在し、日本の地形レッドデータブック第1集で屏風山砂丘は保存すべき地形に選定されている。 事業予定の沿岸部には日本の地形で保存すべき地形に選定された七里長浜、屏風山地域があり、縄文遺跡やかつて栄えた北前船の寄港地である鯨ヶ沢港や十三湊がある。 景観を評価するのに日本の保存すべき地形や縄文遺跡、北前船の航路・寄港地など歴史的文化遺産のあった原風景を保全する見地からの評価・検討も加えてください。	歴史的文化的な観点からの景観の保全の見地については、関係自治体及び県の景観に係る計画を確認致します。 今後の現地調査において、当該地の文化的な背景や上記の景観に係る計画を確認し、その結果を踏まえて、周囲に存在する主要な眺望点からの主要な眺望景観の変化の程度を評価致します。

(意見書 2)

No.	意見	事業者の見解
3	本方法書におけるコウモリ類の調査手法の具体的な内容について、専門家へのヒアリングを行わなかった理由を述べること。	配慮書時のヒアリングで調査手法について意見を得られたことから、方法書においては実施しないことと致しました。今後の調査結果を踏まえ、予測評価の際にはヒアリングを実施予定です。
4	p18 によれば貴社の事業実施想定区域は「(仮称) 青森西北沖洋上風力発電事業」および「(仮称) つがる洋上風力発電事業」と同一の海域となっている。一方で、環境省が平成 30 年 3 月に発刊した「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」では陸上風力発電所に係る配慮書の特徴的な例 (p2) として、「北海道や東北において事業計画が集中する傾向があり、同一区域に事業が重複するケースが増加している。同一区域内における複数事業の実施は考えにくく、環境影響が適切に予測・評価されないおそれ、関係者の意見が適切に反映されないおそれ、アセスの迅速化にも支障をきたすおそれがある」ことが危惧されており、海上においても同様な懸念が生じるだろう。青森県および他社との事前調整は済んでいるのか。	現段階で青森県及び他社との事前調整は済んでいない状況です。 今後、環境影響評価の手続きの過程で、弊社が事業のために利用する海域を具体化していくこととなり、必要に応じて青森県や他事業者との調整も必要になると想定しています。 また、各事業者が利用できる海域については、今後制定されるであろう「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」の今後の動向も踏まえて検討します。 なお、環境影響評価準備書においては、弊社が実行可能と想定する計画を基に環境影響の予測及び評価を行います。また、その時点において入手可能な他事業の計画を踏まえ、累積的な影響についても検討する予定です。
5	コウモリ類の音声モニタリングの 2 地点(特に定点 2) は、それぞれ事業実施想定区域東端からどれほど離れているのか。p340 の図からでは、事業実施想定区域上空を飛翔するコウモリ類の音声を記録することはできないと考える。どのような結果を得るために地点の選考を行ったか理由を示すこと。	調査地点から対象事業実施区域までは約 1km 離れております。 調査機器を風況観測塔等に設置することにより、対象事業実施区域の周囲において、陸上(海岸線付近)から海上または海上から陸上に向かって高高度で飛翔する種の状況を把握することが可能です。その結果、海上を高頻度で利用する種の有無が確認できると考えております。
6	洋上風力におけるコウモリ類の音声モニタリングには船上からの調査が不可欠である。停泊時でも航行時でも構わないので、フルスペクトラム方式のバットディテクターと GPS を用いて、日没から 3 時間程度の調査を少なくとも月に 2 回以上行う必要があると考える。	ご提案を踏まえ、海上における調査の実施可否を判断した上で、調査を検討致します。
7	方法書以降においては、コウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、かつコウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置をおこなうこと。	方法書以降においては、コウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、適切な調査、環境保全措置の検討、予測及び評価を実施致します。

(意見書3)

No.	意見	事業者の見解
8	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、環境保全措置についても検討され始めた段階です。御指摘を踏まえ、今後も最新の知見を収集し、環境保全措置を検討致します。
9	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握致します。その結果を踏まえて、適切に環境影響を予測及び評価します。その過程では、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置についても併せて検討致します。
10	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的な数値を示すこと。	現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されておらず、対応は難しいと考えております。今後も引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努め、可能な限り具体的な予測になるよう配慮して参ります。
11	■音声モニタリング調査の期間について p377「コウモリ類の音声モニタリング調査」の期間を「夏～秋季」としているが、「春季」を実施しない合理的根拠を述べる。p279の有識者A（大学教授）は「コウモリの活動期を通して調査すること」と述べており、「春季を実施しなくてよい」などの発言をしていない。	コウモリの調査に関しては、飛翔が活発になる時期（環境影響が最も大きい時期）を中心として設定しております。
12	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	環境影響評価方法書に示した調査、予測及び評価の手法は発電所アセス省令に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。 これらについては、今後、審査過程で技術的な助言等を受けることとなり、その結果に基づき経済産業大臣勧告が発出されます。事業者としては、勧告の内容を勘案し、以降の調査、予測及び評価における対応を検討しますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第11条第2項に従い、技術的な助言を求めます。 なお、今後も、国内のコウモリ類の専門家等へのヒアリングを行った上で、最新の知見を含めて、調査、予測評価を実施致します。
13	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果	グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査致します。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラム型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	
14	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントに再度指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年)に記載されている以下の内容が相当すると認識しております。 回避：行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討致します。
15	■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響を低減致します。
16	■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ライトアップの不使用については影響の低減をはかるための環境保全措置のひとつであると考えております。この他の環境保全措置については現地調査結果や有識者の助言、最新の国内での知見なども踏まえ、検討致します。 陸上ではライトアップを行うこともまれにありますが、海上の場合、照明設備の設置場所の問題もあり、設置は考えておりません。
17	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの p3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」と「低風速時のフェザリング」がバットストラ	引き続き、国内外における最新の知見や実例を収集し、対応を検討致します。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	イクを低減する効果があることが「すでに」判明している。	
18	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	ご意見の内容も含め、コウモリ類の保全措置については、効果の有無などについて知見の収集に努め、環境保全措置を検討します。
19	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	
20	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	
21	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	
22	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	
23	■バットディテクターによる調査について 準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べることに。	バットディテクターの探知距離とマイクの設置方向を確認し、環境影響評価準備書に記載します。
24	■バットディテクターによる調査地点について バットディテクターによる調査地点が陸上(2か所)のみであるが、洋上（風力発電機設置位置）においても、日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。例えば洋上に停泊させた船、ブイな	ご意見を踏まえ、海上における調査の実施可否を検討致します。

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	どもにも自動録音バットディテクターの設置は可能である。	
25	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。 日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	バットディテクターによる調査はご意見のとおり日没1時間前から、日の出1時間後まで録音致します。
26	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	ご意見の内容を踏まえ、引き続き最新の知見の収集を行い、環境保全措置を検討致します。
27	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	ご意見の内容を踏まえ、引き続き最新の知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討致します。
28	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、海に落ちた死体はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	ご意見の内容を踏まえ、引き続き最新の知見の収集を行い、事後調査の手法を検討致します。
29	■事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと 欧米では、洋上のコウモリ調査として、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査が行われている。	ご提案の内容も含め、事後調査の手法について検討致します。
30	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見については、要約せず全文を公開致します。

○日刊新聞紙における公告

東奥日報（平成 30 年 6 月 29 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)つがる西洋上風力発電事業、環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催します。」

一、事業者の名称 日本風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 塚脇 正幸
事務所の所在地 東京都港区西新橋一丁目四番十四号
二、対象事業の名称 (仮称)つがる西洋上風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大八十万キロワット
三、対象事業実施区域 青森県北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市及び西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸域及び沖合

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
青森県北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町及び深浦町
五、縦覧の場所・時間
中泊町役場本庁舎(総合戦略課)及び小泊支所、五所川原市役所本庁舎(環境対策課)及び市浦総合支所、つがる市役所本庁舎(企画調整課)及び車力出張所、鰺ヶ沢町役場(政策推進課)、深浦町役場本庁舎(総合戦略課)
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時間
電子縦覧 <http://www.iwd.co.jp/sugarunit/>
期間 平成三十年六月二十九日(金)から平成三十年七月三十日(月)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、平成三十年八月十三日(月)までに縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

- 一、南広森コミュニティ消防センター(青森県つがる市木造吹原屏風山一・八〇) 開催日時 七月十日(火)十九時から
- 二、市浦コミュニティセンター(青森県五所川原市相内岩井八・三・八四) 開催日時 七月十一日(水)十五時から
- 三、牛潟公民館(青森県つがる市牛潟町鷺野沢二九・七八九) 開催日時 七月十一日(水)十九時から
- 四、深浦町農村環境改善センター 北金ヶ沢会館(青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六・一) 開催日時 七月十二日(木)十五時から
- 五、鰺ヶ沢中央公民館(青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇九・一) 開催日時 七月十二日(木)十九時から
- 六、すくすくこども館(青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五三三) 開催日時 七月十三日(金)十時三十分から
- 七、すくすくしたまえ館(青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七・一) 開催日時 七月十三日(金)十五時から
- 八、問い合わせ先 日本風力開発株式会社
〒一〇五〇〇〇三 東京都港区西新橋一丁目四番十四号 物産ビル
電話〇三(三五一九)七四八一(担当)千葉、長谷川

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報なかどまり 平成30年6月号 (No.159)

町からのお知らせ HOT INFORMATION

「税務セミナー」開催のお知らせ

五所川原法人会事務局
35-1318

税に関するセミナーを、次のとおり開催します。

■期日…7月3日(火)

■第1部…13時30分から15時30分
「平成30年税制改正について」
講師 田中会計管理サービス
税理士 田中久義

■第2部…15時45分～16時15分
「軽減税率制度説明会」
講師 五所川原税務署 法人課税部門

■場所…五所川原市市民学習センター

■参加費…無料
詳しくは問合せ先まで。

45歳以上の就活「再就職支援セミナー」開催

ネットキャリアセンターあおもり
「あおもり市生涯就業支援センター」

017-233-6350

45歳以上の就活のためのセミナーを開催します。

■時間
13時30分～15時30分
その後希望者個別面談
16時～17時

■期日・場所
弘前市…6月18日(月) ヒロロ
青森市…6月21日(木) アビオ青森
八戸市…6月22日(金) 八戸市総合福祉会館

お申込みは、問合せ先まで。

放送大学10月生募集

放送大学青森学習センター
017-233-0500
http://www.ou.ac.jp/

放送大学では、平成30年度10月入学生を募集しています。放送大学は、テレビやインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の人が学んでいます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。出願期間は、9月20日(木)まで。資料は無料。詳しくは問合せ先またはホームページで。

出張特別試験のお知らせ

東北安全衛生技術センター
0263-333-3181

出張特別試験は、各県における数少ない受験の機会です。この機会にふるってお申込みください。

試験日	実施試験	受付期間	結果発表日
9月1日(出)	第一種衛生管理者、 二級ボイラー技士	窓口 7月2日 ～7月6日	9月18日 (火)
9月2日(日)	一級ボイラー技士、ボイラー整備士、 クレーン・デリック運転士(クレーン限定)、移動式クレーン運転士、 第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、 ボイラー整備士、潜水士	郵送 6月4日 ～7月13日	

*受験申込み・試験会場については、問合せ先へ。

「(仮称)つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧及び説明会の開催について

日本風力開発株式会社が、青森県中泊町、五所川原市、つがる市及び鯉ヶ沢町の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧しております。また、事業及び方法書の内容についての説明会を以下の通り開催いたします。

- 縦覧書類…(仮称)つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書
- 縦覧場所…中泊町役場 本庁舎(総合戦略課)及び小泊支所
- 縦覧期間…平成30年6月29日(金)～7月30日(日) ※電子縦覧ホームページ(<http://www.jwd.co.jp/tsugarunishi>)
- 意見書の受付…環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函頂くか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。また、意見書は当社ホームページよりダウンロードが可能です。
締切日…平成30年8月13日(日) ※郵送の場合は、当日消印有効
- 環境影響評価方法書に関する説明会
〈日時及び場所〉 日時：平成30年7月13日(金) 10時30分～ ※一時間半程度
場所：すくすくこども館 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊532
日時：平成30年7月13日(金) 15時00分～ ※一時間半程度
場所：すくすくしまえ館 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前207-2
- 問い合わせ先…〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号 物産ビル
日本風力開発株式会社 担当：千葉、長谷川
電話番号：03-3519-7481

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ごしよがわら 平成30年7月号 (No.267)

「(仮称)つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧および説明会

日本風力開発株式会社が、当市、つがる市、中泊町および鯉ヶ沢町の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧しています。

また、事業および方法書の内容についての説明会を以下のとおり開催します。

縦覧書類…(仮称)つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書
縦覧場所…環境対策課、市浦総合支所

縦覧期間…6月29日(金)～7月30日(月)
*電子縦覧ホームページ (<http://www.jwd.co.jp/tsugarunishi/>)

意見書受付終了日…8月13日(月)
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所および意見を記入の上、意見書受付終了日までに以下のいずれかの方法で提出をお願いします。

▷縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函
▷問い合わせ先への郵送(当日消印有効)

環境影響評価方法書に関する説明会
日時…7月11日(水) 15:00～16:30
場所…市浦コミュニティセンター
問…日本風力開発株式会社 長谷川 (東京都港区西新橋1丁目4-14) [TEL03-3519-7481](tel:03-3519-7481)

五能線を走る列車に手を振ってみませんか

観光列車「リゾートしらかみ」の人気により、五能線は全国から注目を集めています。そこで、五能線沿線自治体とJR東日本秋田支社で組織する五能線沿線連絡協議会では、乗客の方へおもてなしの気持ちをお届けするため、沿線住民の皆さんが一体となり五能線へ手を振る「五能線お手振り運動」を展開します。

どなたでも参加いただけ、道具等の用意は必要ありません。「ようこそ五能線」の気持ちを持って、列車に向かって手を振っていただきますよう、お願いします。

問…観光物産課 内線2573

平成30年度市営プールの開放について

B & G金木プール開放期間

▷7月1日(日)～9月9日(日)(予定)

▷9:00～11:30、13:00～16:30

*毎週月曜日休館(月曜日が祝日の場合、その翌日が休館日)

利用料金…無料

その他注意事項

安全管理のため、必ず受付手続きをお願いします/1時間ごとに10分間の休憩時間が設けられます/悪天候の場合は休館とします。

五所川原市民プール

*老朽化により平成30年4月1日付で廃止となりましたので、ご利用できません。

問…B & G金木プール [TEL52-4025](tel:02-52-4025)

平成30年度自衛官募集案内

▷一般曹候補生(陸上、海上、航空)
応募資格…平成31年4月1日現在、18歳以上27歳未満の方

受付期間…7月1日(日)～9月7日(金)

試験期日

1次: 9月21日(金)～9月23日(日)の指定する1日

2次: 1次試験合格者のみ

試験場所…市民学習情報センター/青森第2合同庁舎/アスパム/弘前医療福祉大学

▷自衛官候補生(陸上、海上、航空)

応募資格…採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の方

受付期間…受付は年間を通じて行っています

試験期日

男子: 9月29日(土)、30日(日)

女子: 9月20日(木)

試験場所

男子: 市民学習情報センター/青森駐屯地/弘前駐屯地

女子: 青森駐屯地

▷航空学生(海上、航空)

応募資格(平成31年4月1日現在)

海上自衛隊: 18歳以上23歳未満の方

航空自衛隊: 18歳以上21歳未満の方

受付期間…7月1日(日)～9月7日(金)まで(締切日必着)

試験期日

1次: 9月17日(月・祝)

2次: 1次試験合格者のみ

3次: 2次試験合格者のみ

試験会場…青森第2合同庁舎/弘前医療福祉大学

*試験等の詳細は下記にお問い合わせください。

問…自衛隊青森地方協力本部 五所川原地域事務所 [TEL35-2305](tel:02-35-2305)

不動産無料相談会

日時…7月5日(木) 13:00～15:00

場所…市役所2階会議室2A

相談内容…業者、契約、物件、報酬、借地借家、税務、登記、価格等

問…青森県宅建物取引業協会 西北五支部 [TEL34-8711](tel:02-34-8711)

五所川原市を応援します

大バーゲン!!

工場直売だからできる **この価格!**

日時 7月15日(日) 午前10時～午後3時

はぎれコーナー 新設いたします。

㈱ニチバクオックス 五所川原市元町98 [TEL 0173-35-4108](tel:0173-35-4108)

新築・増改築・水廻り・塗装

★夏の期間限定 塗装キャンペーン開催中!

浄化槽設置費用補助金制度
水栓トイレをお替えの方、新築、建替えも
浄化槽補助金制度の対象になります。

新築、リフォーム、建替え
車庫、カーポート新設
洗面化粧台を新しく!
畳をフローリングへ!

屋根のトタン、葺き替え
屋根、外壁塗装
外壁(サイディング)の張替え
壁の補修、解体 など

総合建築
「増改築相談員」のいるお店
例シラカフ住研
[TEL0120-34-6806](tel:0120-34-6806)
五所川原市大字瀬崎字松木 370-3

◎ 広報有料広告

五所川原市役所 ☎ 35-2111 15

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報つがる 平成 30 年 6 月 (No.198)

下水道の適切な使用をお願いします

下水道に下着類・油類などの異物が流され、マンホールポンプが故障したことにより、家庭からの排水ができなくなるといった事例が頻発しております。下水道を使用するに当たっては、下記事項にご注意のうえ、適切な使用に努めていただきますようお願いいたします。

・・・日常の心がけ・・・

◆水洗トイレでは・・・

- トイレトーパー以外の紙（ティッシュペーパーなど）は使用しないで下さい。
下水管の詰まりの原因となります。（生理用品などは汚物入れで処理してください）
- 下水道に下着類や紙おむつ、ウエットティッシュ、タオルなどが流されております。
絶対にこれら異物をトイレに流さないようお願いいたします。



◆排水口に異物を流さないでください

- 野菜くず、布きれなどは流さないでください。
- 食料廃油（天ぷら油やサラダ油）などの油脂類を流すと管路が閉塞したり処理施設での処理ができなくなりますので、流さないでください。



◆その他として・・・

- 宅地内の排水設備は定期的に点検し、ごみなどを取り除き清掃してください。
- 生活排水以外は流さないでください。

【問い合わせ先】下水道課 電話42-2111（内線374）

排水設備工事責任技術者試験

日 時 10月17日(水) 14時
試験会場 青森市・弘前市・五所川原市・八戸市
受験料 8,000円（振込手数料が別途必要）
申し込み 7月2日(月)～7月31日(火)
※土・日曜日、祝日を除く
下水道課で申込書を配布・受付します。
※受験資格に一定要件がありますので
問合せください。

合格発表 11月8日(木)

【問い合わせ先】

下水道課 電話42-2111（内線372）

農地パトロールの実施について

農業委員会では農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り生かす運動を展開しています。

《調査月間》農地パトロールは、毎年7月から10月までを調査月間として実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局 電話25-3820



（仮称）つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書 縦覧および説明会の開催

中泊町、五所川原市、つがる市および鯉ヶ沢町の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧しています。また、事業および方法書の内容についての説明会を以下のとおり開催します。

縦覧書類 （仮称）つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

縦覧場所 市役所企画調整課および車力出張所

縦覧期間 6月29日（金）～7月30日（月）8時30分～17時15分 ※土日・祝日を除く

電子縦覧ホームページ（<http://www.jwd.co.jp/tsugarunishi>）

意見書の受け付け 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所および意見をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、8月13日（月）までに問い合わせ先へ郵送してください（当日消印有効）。

環境影響評価方法書に関する説明会

7月10日（火）19時 南広森コミュニティ消防センター

7月11日（水）19時 牛湯公民館 ※どちらも1時間30分程度

【問い合わせ先】〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目4番14号 物産ビル

日本風力開発株式会社 担当：千葉、長谷川（電話03-3519-7481）

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報あじがさわ 平成 30 年 7 月号 (No.566)

広報あじがさわ 7 月号 information ～お知らせ～

定例労働相談会のご案内

青森県労働委員会では、個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引き下げ、長時間労働、パワハラなど）について、労働委員会委員が相談に応じます。

◆開催日時

7月3日（火） 13:30～15:30

7月22日（日） 10:30～12:30

8月7日（火） 13:30～15:30

9月4日（火） 13:30～15:30

9月9日（日） 10:30～12:30

◆場所：青森県労働委員会（国道県庁向いみどりやビル7階）

◆対象：県内の労働者及び事業主

◆費用：無料

◆利用方法：随時受付（事前予約も可）

職場のトラブル相談フリーダイヤル0120-610-782

青森県労働委員会事務局 ☎017-734-9832

「地域振興」助成金募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、新興企業ならびに事業拡大を目指し新規事業参入や開発・研究を行う県内の個人、NPO法人及び企業等に対し、必要な費用を助成しています。

◆期間：7月1日（日）～9月30日（日）

◆応募方法：ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して財団事務局へ送付してください。

◆助成金：必要経費の2分の1以内で、300万円を限度とする。

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局（鳴海・川村）

☎017-774-1179

URL：<http://www.michinoku-furusato.or.jp>

西北五広域福祉事務組合職員（福祉職）募集

平成30年度職員採用試験を行います。

◆試験職種：福祉職（1名程度）

◆受験資格：保育士、児童指導員任用資格、社会福祉士及び社会福祉主事任用資格のいずれか1つを有する者（平成31年3月末日までに資格を取得する見込みの者を含む）で、平成元年4月2日以降に生まれた者。

◆試験日：平成30年9月2日（日）

◆場所：西北五広域福祉事務組合 森田学園（森田学園隣）

◆試験内容：教養試験、論文試験、面接試験

◆受付期間：7月6日（金）～8月17日（金）

8:15～17:00（ただし、土・日・祝日は除く）

国・団 西北五広域福祉事務組合 森田学園 庶務係

☎0173-26-3100

サマージャンボ7億円

（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）

サマージャンボミニ7千万円

（1等5千万円・前後賞各1千万円合わせて）

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円

7月9日（日）2種類同時発売!

発売期間 7/9（月）～8/3（金）

公益財団法人青森県市町村振興協会

植えてはいけない「けし」の撲滅について

「けし」の仲間には、麻薬成分が含まれ法律で構えることが禁止されているものがあります。県内で見つかる「植えてはいけないけし」の約半数が、五所川原保健所管内で発見されています。

花の色は、赤、ピンク、薄紫があり、花の形も様々ですが、八重咲のけしは特徴的で、「ポピー」や「ひなげし」とは大きく異なります。また葉や茎は「キャベツの葉のような白味を帯びた緑色」、「ほとんど毛がない」のが特徴です。

五所川原保健所では不正けしの拡大を防止するため、定期的に管内を巡回しています。このような「植えてはいけないけし」を発見した際は、下記まで連絡をお願いします。

「植えてはいけないけし」の抜去、処分にご協力をお願いします。

五所川原保健所ホームページでは、カラーで見ることが出来ます。（五所川原保健所 「けし」の見分け方 で検索。）
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/go-hoken/keshi.html>

五所川原保健所 指導予防課 ☎0173-34-2108

多重債務にお悩みの方へ

東北財務局青森財務事務所では、借金に関する相談窓口を設置しています。相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等の無料法律相談や、専門機関に引継ぎを行います。借金等でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

相談は秘密厳守・無料で、電話による相談も可能です。

◆受付：月～金（祝日・年末年始除く）

8:30～12:00、13:00～16:30

◆場所：青森合同庁舎3階 青森財務事務所

青森財務事務所 相談専用 ☎017-774-6488

「(仮称)つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書」縦覧及び説明会の開催について

日本風力開発株式会社による中泊町、五所川原市、つがる市及び郷ヶ沢町の沖合の風力発電事業計画に伴う「環境影響評価方法書」を縦覧します。また、事業及び方法書の内容についての説明会を開催します。

◆縦覧場所：郷ヶ沢町役場 政策推進課

◆縦覧期間：6月29日（金）～7月30日（月）

◆縦覧時間：8:30～17:00（土・日・祝日は除く）

◆電子縦覧ホームページ：<http://www.jwd.co.jp/tsugarunishi>

◆意見受付：準備書の内容にご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、政策推進課に備付けの意見書箱もしくは下記問い合わせ先に郵送でご提出ください。また、意見書は当社ホームページよりダウンロードが可能です。

◆受付期間：6月29日～8月13日 ※郵送の場合、当日消印有効

◆説明会：7月12日（木）19:00～ ※1時間半程度

中央公民館 1階講習室

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目4番14号 物産ビル

日本風力開発株式会社（担当：千葉、長谷川）

☎03-3519-7481

出張譲渡キャラバン「あなたの思いが命を救う！」

青森県動物愛護センターでは、出張譲渡前講習会とワンちゃんネコちゃん譲渡会を実施します。

◆実施日・会場

7月19日（木）弘前保健所

7月20日（金）五所川原保健所

◆時間：13:15～15:00

青森県動物愛護センター ☎017-726-6100

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ふかうら（お知らせ版） 平成 30 年 6 月 29 日発行（No.318）

広報ふかうら（お知らせ版）⑨

国民年金保険料の免除制度をこ存知ですか

国民年金では、所得が少ないなどで保険料を納めるのが経済的に難しい方に対して、申請して認められると、保険料が免除または猶予される制度があります。

①免除制度
全額免除と一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）があります。本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が全額または一部免除されます。

※ただし、一部免除は、残りの保険料を納めないで、一部免除が無効となり、未納扱いとなりますのでご注意ください。

②納付猶予制度
学生を除く50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度
学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

①免除、②納付猶予の平成30年7月～平成31年6月分までの期間を対象とした申請は、7月2日から町民課及び岩崎支所、大戸瀬支所で受付します。

持ち物は、年金手帳、印鑑、さらに、失業の方は、離職票の写し、雇用保険受給者証の写し等が必要です。また、③学生納付特例の申請の方は在学証明書または学生証の写しが必要です。

保険料の免除を受けるには、毎年の申請が必要ですが、免除申請書に継続申請の希望を表明することにより、全額免除と納付猶予を承認された方は、翌年度以降の全額免除・納付猶予申請を省略できます（失業等による申請を除く）。なお、審査の結果、承認されなかった方で半額免除等の承認を受ける場合には、改めて申請が必要となります。

□問合せ先
町民課
℡ 7421115
弘前年金事務所
℡ 0172-271339

（仮称）つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書「縦覧及び説明会の開催について」

日本風力開発株式会社が、青森県中泊町、五所川原市、つがる市及び緑ヶ沢町の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧しています。

また、事業及び方法書の内容についての説明会を次のとおり開催します。

◆縦覧書類
（仮称）つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

◆縦覧場所
深浦町役場 総合戦略課

◆縦覧期間
6月29日（金）～7月30日（月）

※電子縦覧ホームページ
<http://www.jwda.co.jp/sugawake/>

◆意見書の受付
環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見を記入のうえ、締切日までに意見書箱に投函するか、問合せ先への郵送により受付します。

※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しています。また、意見書は当社ホームページよりダウンロードが可能です。

◆締切日
8月13日（月）

※郵送の場合は、当日消印有効

◆環境影響評価方法書に関する説明会
・日時：7月12日（木）15時～
※一時間半程度
・場所：深浦町農村環境改善センター（北金ヶ沢会館）

□問合せ先
〒105-0003
東京都港区西新橋一丁目4番14号 物産ビル
日本風力開発株式会社
℡ 03-3519-7481



(日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト)



The screenshot shows a web browser window displaying the website of Japan Wind Development Co., Ltd. (JWD). The browser's address bar shows the URL <http://www.jwd.co.jp/tsugan>. The website has a blue header with the JWD logo and the text "Energy for Tomorrow JWD JAPAN WIND DEVELOPMENT CO., LTD. 日本風力開発株式会社". The main content area features a large image of a wind turbine against a blue sky with the text "電子縦覧" (Electronic Vertical Review). Below this, a breadcrumb trail reads "風力発電のデベロッパー > (仮称) つがる西洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧". The main text section is titled "(仮称) つがる西洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書 (以下「方法書」)" and contains the following information:

方法書及びこれを要約した書類 (以下「要約書」) を環境影響評価法第7条の1の規定に基づき公告します。方法書及び要約書は平成30年7月30日 (月) まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。※本方法書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのみウェブ上で閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。

はじめに 
 表紙と目次 
 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 
 第2章 対象事業の目的及び内容 
 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 
 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 
 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 
 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 
 第7章 その他環境省令で定める事項 
 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 
 要約書 
 (問い合わせ先)
 日本風力開発株式会社 電話 03-3519-7481 (平日9時30分～17時30分)
 担当: 日本風力開発株式会社 長谷川、千葉

・方法書の著作権は事業者等が所有しています。
 ・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

※PDFファイルをウェブ上で表示せず、自動的に一時ファイルにダウンロードして表示する設定になっている場合は、次の操作で変更可能です。

- ①Internet Explorerを開き、ツール/アドオンの管理を選択します。
- ②「アドオンの種類」で、「ツールバーと拡張機能」を選択します。
- ③表示メニューの「すべてのアドオン」を選択します。
- ④アドオンのリストで、「Adobe PDF Reader」を選択します。
- ⑤「有効にする」をクリックすると、Internet ExplorerでPDFを開くためのアドオンとして Adobe PDF Reader が設定されます。

At the bottom of the page, there is a green button labeled "お問い合わせ" (Contact Us) and a language selector set to "Japanese". The browser's status bar at the bottom right shows a zoom level of 90%.

○インターネットによる「お知らせ」

(青森県のウェブサイト)

ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称)つがる西洋上風力発電事業(環境影響評価手続状況)

更新日付: 2018年7月2日 環境保全課

(仮称)つがる西洋上風力発電事業(環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称)つがる西洋上風力発電事業
事業者	日本風力開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力: 最大1,000,000kW
事業実施想定区域	青森県北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市及び西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸域及び沖合
関係地域	青森県北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町及び深浦町
配慮書	公告: 平成29年11月24日 縦覧: 平成29年11月25日～12月26日 審査会意見: 平成30年2月2日(内容はこちらです) 知事意見: 平成30年2月22日(内容はこちらです)
方法書	内容については 事業者ウェブサイト を御覧ください。 公告: 平成30年6月29日 縦覧: 平成30年6月29日～7月30日 説明会の開催: 平成30年7月10日～7月13日 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
準備書	公告: 縦覧: 説明会の開催: 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
評価書	公告・縦覧:
事後調査等報告書	提出: 公告・縦覧:

関連タグ

- くらし
- 環境・エコ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
 電話: 017-734-9242 FAX: 017-734-8081

お問い合わせ このページを印刷する

65%

○ご意見記入用紙

「(仮称) つがる西洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。